

遠隔手話通訳サービスの開始について

本市では、県内初の「手話の普及の推進に関する条例」を制定し、聞こえの障がいの有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

現在、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援として、依頼に応じ手話通訳者が同行して通訳を行っていますが、対応できる手話通訳者が限られていることなどから、利用者ニーズには充分に対応できない場合が生じておりました。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚障がい者が医療機関を受診する際など、手話通訳者の同行が難しい事案も生じてきたことを踏まえ、この度、聴覚障がい者の利便性向上のため、通信機器（スマートフォン等）による遠隔手話通訳サービスを開始することとしました。

本サービスの導入により、様々な場面において手話通訳者が遠隔による支援を行うことが可能となり、通訳支援の機会の拡充が図られると考えております。

1. 利用方法（チラシもご覧ください）

- (1)事前に市に利用者登録が必要
- (2)聴覚障がい者所有の通信機器（スマートフォン、タブレット等）に無料アプリをダウンロード（利用できる無料アプリ：LINE、Skype、FaceTime）
- (3)手話通訳の事前予約（FAX、メール等）
- (4)ダウンロードした無料アプリのビデオ通話で、市役所のタブレットとつなぎ、市の手話通訳者が遠隔による手話通訳を実施

2. 利用時間

月曜日から金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始除く）

※上記以外の時間帯は、病気・事故・葬儀等の緊急時に限り、メールで連絡を受け、手話通訳者を派遣（H26.4～）

3. 利用料

無料。ただし通信費は自己負担。

4. 運用開始日

令和2年11月1日（日）

5. 本市の手話通訳の状況

| | | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 |
|----------|------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 設置手話通訳者数 | | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 手話通訳登録者数 | 手話通訳者（設置含まず） | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 手話奉仕員（設置含まず） | 120 | 105 | 107 | 95 | 97 |
| 個人 | 派遣件数 | 870 | 760 | 594 | 700 | 769 |
| | （内訳） | | | | | |
| | 医療機関 | 440 | 388 | 291 | 342 | 365 |
| | 生活（買い物、金融機関等） | 348 | 261 | 221 | 242 | 255 |
| | 地区行事 | 19 | 34 | 44 | 59 | 70 |
| | その他（行政機関、学校、職場等） | 63 | 77 | 38 | 57 | 79 |
| | 派遣利用者 | 41 | 44 | 42 | 45 | 46 |
| 団体 | 派遣件数 | 49 | 42 | 39 | 47 | 43 |
| | 派遣者数 | 77 | 70 | 69 | 77 | 72 |
| 派遣件数合計 | | 919 | 802 | 633 | 747 | 812 |

※平成29年9月出雲市手話の普及の推進に関する条例施行

【問い合わせ先】

出雲市健康福祉部福祉推進課

電話：0853-21-6959 担当：松井・杉原